

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により、 稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない 農家の皆様へ（水田関係）

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により、稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない場合、以下の支援の対象となります。

災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策

品目	農業共済	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米)	○	○ + (飼料用米: 5.5万円/10a) (加工用米: 2.0万円/10a)	
麦	○	○ (3.5万円/10a)	+ ○ (面積払い: 2.0万円/10a)
大豆	○	○ (3.5万円/10a)	+ ○ (面積払い: 2.0万円/10a)

(注) ○ 農業共済は、被災時点で責任期間(移植期又は発芽期から収穫まで)にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。

※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。

○ 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。

※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

【農林水産省担当課】

● 農業共済

経営局保険監理官 03-3502-7380

● 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金

北海道農政事務所担い手育成課 011-330-8809 近畿農政局経営政策調整官 075-366-0117
 東北農政局経営政策調整官 022-722-7337 中国四国農政局経営政策調整官 086-230-4256
 関東農政局経営政策調整官 048-740-0098 九州農政局経営政策調整官 096-300-6292
 北陸農政局経営政策調整官 076-232-4133 沖縄総合事務局経営課 098-866-1628
 東海農政局経営政策調整官 052-223-4626

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお問い合わせください。

農林水産省